

茨城県報

第5328号

昭和40年8月30日

月曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

規 則

- 茨城県行政組織規則の一部改正..... 1
- 茨城県河川監理員設置規則..... 2

告 白

- 鳥獣保護区の期間更新..... 3
- 保安林指定の解除予定..... 3
- 江川中部地区土地改良事業の概観..... 4

(公 安 委 員 会)

- 自動車の保管場所の区域指定..... 4

訓 令

- 茨城県事務決裁規程の一部改正..... 11

公 告

- 地方職員共済組合茨城県支部組織規程の一部改正..... 11
- 農作物奨励品種の改廃..... 12
- 風俗営業者の行政処分に関する聴聞..... 13
- 土地立ち入り測量 (2件) 13

規 則

茨城県規則第81号

茨城県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和40年8月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県行政組織規則の一部を改正する規則

茨城県行政組織規則 (昭和36年茨城県規則第6号) の一部を次のように改正する。

第54条第1項中「工芸に関する試験研究及び指導」を「工芸及び金属材料に関する試験研究並びに指導」に改める。

第57条第1項中「醸造事業に関する試験研究及び指導」を「醸造及び菓子食品工業に関する試験研究並びに指導」に改める。

第90条第1項中「水産試験場の気象観測所」を「水産試験場の気象観測所及び磯崎実験所」に改める。

別表第6中

水 産 試 験 場	茨城県水産試験場気象観測所	那珂湊市 和田の上	を
-----------	---------------	--------------	---

水産試験場	茨城県水産試験場気象観測所	那珂湊市	上	—
	茨城県水産試験場磯崎実験所	那珂湊市	新道東渚	—

に

改める。

別表第7醸造試験所の項第2号中「醱酵食品関係の試験研究」を「醱酵食品工業に関する試験研究及び技術指導」に改め、同号の次に次の1号を加える。

3 菓子食品工業に関する試験研究及び技術指導に関すること。

付 則

この規則は、昭和40年9月1日から施行する。

茨城県規則第82号

茨城県河川監理員設置規則を次のように定める。

昭和40年8月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨 城 県 河 川 監 理 員 設 置 規 則

(設置)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第77条第1項の規定により、河川の取締りを行い、河川管理の適正を図るため河川監理員をおく。

(職務)

第2条 河川監理員は上司の指揮監督のもとに法第20条、第23条から第27条まで、第30条、第31条第2項、第55条第1項若しくは第57条第1項の規定若しくは第28条若しくは第29条の規定に基づく政令若しくは茨城県河川管理規則(昭和40年茨城県規則第36号)の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者(法第75条の規定による処分又は法第90条第1項の規定による条件に違反している者を含む。)に対して、その違反を是正するため、違反行為の中止を指示し、又は河川の容易な原状回復等の是正指示をする職務を行なう。

(任命)

第3条 河川監理員は、土木事務所用地管理課の職員のうちから土木事務所ごとに各1名を知事が任命する。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 茨城県河川監理員設置規則(昭和36年茨城県規則第85号)は、廃止する。

告 示

茨城県告示第1010号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和28年政令第 254 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき昭和 35 年 10 月 21 日茨城県告示第 825 号で告示した浮島鳥獣保護区並びに昭和 35 年 10 月 21 日茨城県告示第 827 号で告示した小里及び鉾田鳥獣保護区の存続期間を下記のように更新したので、同法施行規則（昭和 25 年農林省令第 108 号）第 18 条の規定により公示する。

昭和 40 年 8 月 30 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 浮島、小里及び鉾田鳥獣保護区存続期間

昭和 40 年 11 月 1 日から

昭和 45 年 10 月 31 日まで

茨城県告示第1011号

次の保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により公示する。

昭和 40 年 8 月 30 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

〔1〕 1 解除予定保安林の所在場所

茨城県鹿島郡鉾田町大字大竹字塙内 1000 の 2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛 砂 の 防 備

3 解 除 の 理 由

指定理由の消滅

〔2〕 1 解除予定保安林の所在場所

茨城県鹿島郡大野村大字大小志崎字砂子山 645（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛 砂 の 防 備

3 解 除 の 理 由

指定理由の消滅

〔3〕 1 解除予定保安林の所在場所

茨城県鹿島郡大野村大字武井釜字前 401 の 3，401 の 6，402 の 3

2 保安林として指定された目的

飛 砂 の 防 備

3 解 除 の 理 由

指定理由の消滅

〔4〕 1 解除予定保安林の所在場所

茨城県鹿島郡波崎町大字須田字上末吉2304の20, 2304の21, 2304の48, 2304の52

2 保安林として指定された目的

風 害 の 防 備

3 解 除 の 理 由

指定理由の消滅

〔5〕 1 解除予定保安林の所在場所

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町字後釜8249の7（次の図に示す等分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛 砂 の 防 備

3 解 除 の 理 由

公益上の必要及び指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1012号

山川沼土地改良区から昭和39年9月9日付申請のあつた江川中部地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和40年8月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

山川沼土地改良区定款写

江川中部地区土地改良事業計画書

2 縦 覧 の 期 間 昭和40年9月1日から9月21日まで

5 縦 覧 の 場 所 結城市役所

（ 公 安 委 員 会 ）

茨城県公安委員会告示第15号

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第3条第1項ただし書の規定に基づき、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第5条第1項および第2項の規定を適用しない区域を次のように指定し、昭和40年11月1日から施行する。

昭和40年8月30日

茨城県公安委員会委員長 川 島 安右衛門

（第三種郵便物認可）

- 1 水戸市のうち、次に掲げる河川、鉄道および道路(道路は囲まれた区域を含む。)によつて囲まれた区域(付記および別図のとおりとする。)を除いた区域
- (1) 市道220号線 水戸市松本町4丁目2区1478番地先(市道223号線との交差点)から水戸市北三の丸131番地先(国道6号線との交差点、那珂川水府橋)まで
 - (2) 那珂川南岸 水戸市北三の丸131番地先(国道6号線との交差点、那珂川水府橋)から水戸市細谷町1024番地先(県道176号線との交差点、那珂川寿橋)まで
 - (3) 県道176号線 水戸市細谷町1024番地先(那珂川寿橋)から水戸市浜田町3丁目353番地先(県道173号線との交差点)まで
 - (4) 県道173号線 水戸市浜田町3丁目353番地先(県道176号線との交差点)から水戸市曲尺手町834番地先(国道51号線との交差点)まで
 - (5) 市道67号線 水戸市曲尺手町834番地先(国道51号線との交差点)から水戸市材木町1148番地先(市道66号線との交差点)まで
 - (6) 市道64、65、66号線 水戸市材木町1148番地先(市道67号線との交差点)から水戸市青物町1198番地先(県道184号線との交差点)まで
 - (7) 県道184号線 水戸市青物町1198番地先(市道64号線との交差点)から水戸市浜田町二丁目70番地先(市道527号線との交差点、備前堀東側ひたちやまはし)まで
 - (8) 市道527号線 水戸市浜田町二丁目70番地先(県道184号線との交差点)から水戸市浜田町一丁目53番地先(備前堀西側ひたちやまはし)まで
 - (9) 市道74、75号線 水戸市浜田町一丁目53番地先(備前堀西側ひたちやまはし)から水戸市紺屋町1385番地先(市道157号線との交差点)まで
 - (10) 市道157号線 水戸市紺屋町1385番地先(市道74号線との交差点)から水戸市元吉田町2781番地の1地先(市道567号線との交差点)まで
 - (11) 市道567号線 水戸市元吉田町2781番地の1番地先(市道157号線との交差点)から水戸市朝日町2区2759番地先(市道577号線との交差点)まで
 - (12) 市道577号線 水戸市朝日町2区2759番地先(市道567号線との交差点)から水戸市朝日町2928番地先(県道185号線との交差点)まで
 - (13) 県道185号線 水戸市朝日町2928番地先(市道577号線との交差点)から水戸市藤柄町1440番地先(市道550号線との交差点)まで
 - (14) 市道550号線 水戸市藤柄町1440番地先(県道185号線との交差点)から水戸市紺屋町1408番地先(備前堀南岸道路)まで
 - (15) 備前堀南岸道路 水戸市紺屋町1408番地先(市道550号線との交差点)から水戸市轟町533番地先(桜川との合流点)まで
 - (16) 桜川 水戸市轟町533番地先(備前堀との合流点)から水戸市常磐町6083番地先(県道283号線との交差点、桜川たつまき橋)まで
 - (17) 県道283号線 水戸市常磐町6083番地先(桜川たつまき橋)から水戸市常磐町6085番地先

(常磐線公園下踏切)まで

- (18) 常磐線 水戸市常磐町6085番地先(常磐線公園下踏切)から水戸市石川町4522番地先(市道232号線との交差点, 石川町第二踏切)まで
- (19) 市道232, 445号線 水戸市石川町4522番地先(常磐線石川町第二踏切)から水戸市新原町3078番地先(国道50号線との交差点, 石川町巡査派出所)まで
- (20) 県道169号線 水戸市新原町3078番地先(国道50号線との交差点, 石川町巡査派出所)から水戸市曙町3119番地先(市道曙町1号線との交差点)まで
- (21) 市道曙町1号線 水戸市曙町3119番地先(県道169号線との交差点)から水戸市曙町2957番地先(堀原運動公園管理道路との交差点)まで
- (22) 堀原運動公園野球場東側管理道路 水戸市曙町2957番地先(市道曙町1号線との交差点)から水戸市袴塚町2804の2番地先(市道380号線との接続点)まで
- (23) 市道380, 89号線 水戸市袴塚町2804の2番地先(堀原運動公園管理道路との接続点)から水戸市渡里町2202番地先(市道90号線との交差点)まで
- (24) 市道90号線 水戸市渡里町2202番地先(市道89号線との交差点)から水戸市渡里町2103番地先(市道88号線との交差点)まで
- (25) 市道88号線 水戸市渡里町2103番地先(市道90号線との交差点)から水戸市渡里町2082番地先(市道792号線との交差点)まで
- (26) 市道792, 793号線 水戸市渡里町2082番地先(市道88号線との交差点)から水戸市愛宕町2039番地先(市道223号線との交差点)まで
- (27) 市道223号線 水戸市愛宕町2039番地先(市道793号線との交差点)から水戸市松本町四丁目2区1478番地先(市道220号線との交差点)まで

付 記

前記1の河川, 鉄道または道路によつて囲まれた区域(法第5条第1項および第2項適用地域)の町名は, 次のとおりである。

渡里町の一部, 愛宕町の一部, 曙町の一部, 堀原町の一部, 南袴塚町, 袴塚町の一部, 谷中町, 上水戸町, 松本町一, 二, 三, 五丁目, 松本町四丁目の一部, 馬口労町, 南馬口労町, 梅小路, 桃小路, 桐小路, 柳小路, 西原町, 根本町の一部, 下金町, 八幡町, 楓小路, 松小路, 桜小路, 常磐小路, 花小路, 北町, 砂久保町, 並松町, 栄町, 藤坂町, 長町, 撞木町, 信願寺町, 木ノ折町, 東町, 久保町, 寿町, 向井町, 大工町, 新大工町, 鳥見町, 常磐町, 元山町の一部, 泉町, 寺町, 桜町, 西町, 鉄砲町, 上金町, 荒木町, 裡五軒町, 五軒町, 天王町, 神崎町, 釜神町, 備前町, 新鳥見町, 鷹匠町, 幸町, 鈴坂町, 大坂町, 仲町, 南町, 裡南町, 大町, 田見小路, 霞町の一部, 梅香町, 藤沢小路, 黒羽根町, 元白銀町, 奈良屋町, 銀杏町, 宮下町, 大手町, 南三の丸, 北三の丸, 柵町, 川岸通り, 明星町, 三光町, 東柵町, 東青柳町, 轟町, 根積町, 七軒

町、藤柄町の一部、朝日町の一部、元吉田町の一部、紺屋町の一部、檜物町、江戸町、裡一、二、三、四、五丁目、裡六丁目的一部、裡七丁目的一部、本一、二、三、四、五、六、七、十丁目、本八丁目的一部、九丁目的一部、水門町、横竹隈町、肴町、三間町、清水町、青物町の一部、塩町、材木町の一部、鍛冶町、白銀町、曲尺手町の一部、新町の一部、浜田町一丁目的一部、浜田町二丁目的一部、浜田町三丁目的一部、竹隈町、東台、十軒町、荒神町、一の町、二の町、三の町、浜田町、細谷門前、浮町、川崎町、北三軒町、代官町、立浪町、花畑町、馬場町、蓮池町、元仲の町、赤沼町、薮町、細谷町の一部、細谷本郷蔵前的一部、蔵脇町、西原町、東原町の一部、石川町の一部

2 日立市のうち、次に掲げる町内境界線、海岸線等および道路(道路は囲まれた区域を含む。)によつて囲まれた区域(付記および別図のとおりとする。)を除いた区域。

- (1) 海岸線と市道Ⅱの3の9号線とを結んだ線 大平洋岸(滑川浜)から日立市滑川町清水浜503の1番地先(市道Ⅱの3の9号線の終点)まで
- (2) 市道Ⅱの3の9号線 日立市滑川町清水浜503の1番地先(市道Ⅱの3の9号線の終点)から日立市宮田町2920番地先(市道Ⅱの2の7号線と交わる日立製作所大平供給所前交差点)まで
- (3) 市道北町通り 日立市宮田町2920番地先(市道Ⅱの7号線との交差点)から日立市本宮町一丁目2番2号地先市道交差点(石倉十字路)を経て日立市本宮町一丁目4番4号地先(6号国道との交差点、本町巡査派出所前)まで
- (4) 国道6号線 日立市本宮町一丁目4番4号地先(本町巡査派出所前)から日立市宮田町三丁目1の15番地先(神峯神社入口交差点)まで
- (5) 宮田町町内境界線 日立市宮田町三丁目1番15号地先(神峯神社前交差点)から日立市宮田町四丁目および日立市宮田町二丁目を経て日立市助川町一丁目2番7号地先(宮田町と助川町との境界)まで
- (6) 助川町町内境界線 日立市助川町一丁目2番7号地先(宮田町と助川町との境界)から助川町一丁目、助川町三丁目、助川町四丁目および助川町五丁目を経て日立市城南町五丁目11番34号地先(城南町と助川町との境界)まで
- (7) 城南町町内境界線 日立市城南町五丁目11番34号地先(城南町と助川町との境界)から城南町五丁目および城南町四丁目を経て日立市成沢町1565番地先(国道6号線と町内境界線との交わる地点)まで
- (8) 国道6号線 日立市成沢町1565番地先(国道6号線と町内境界との交わる地点)から日立市油縄子町217番地先(旧国道との交差点)まで
- (9) 旧国道6号線(市道) 日立市油縄子町217番地先(国道6号線との交差点)から日立市諏訪町387番地先(市道Ⅱの3の111号線との交差点)まで
- (10) 市道Ⅱの3の111号線 日立市諏訪町387番地先(旧国道との交差点)から日立市諏訪町62

6番地先(市道Ⅱの3の101号線との交差点)まで

- (11) 市道Ⅱの3の101号線 日立市諏訪町626番地先(市道Ⅱの3の111号線との交差点)から日立市大久保町1547の2番地先(市道Ⅱの3の108号線との交差点)まで
- (12) 市道Ⅱの3の108号線 日立市大久保町1547の2番地先(市道Ⅱの3の101号線との交差点)から日立市大久保町1569の2番地先(市道Ⅱの3の107号線との交差点)を経て日立市大久保町954番地先(国道6号線との交差点)まで
- (13) 国道6号線 日立市大久保町954番地先(市道Ⅱの3の108号線との交差点)から日立市金沢町1982の2番地先(市道Ⅱの3の110号線との交差点 通称塙山信号機交差点)まで
- (14) 市道Ⅱの3の110号線 日立市金沢町1982の2番地先(国道6号線との交差点)から日立市河原子町1545番地先(国道245号線との交差点)まで
- (15) 市道荒地町通りと海岸を結んだ線 日立市河原子町1545番地先(国道245号線との交差点)から日立市河原子町3052番地先(波限不動尊)を経て太平洋岸(河原子海岸)まで
- (16) 大太平洋岸 日立市河原子町3052番地先(波限不動尊)の海岸(河原子)から日立市滑川浜(市道Ⅱの3の9号線の延長地点)まで

付 記

前記2の町内境界線、海岸線等または道路によつて囲まれた区域(法第5条第1項および第2項の適用地域)の町名は、次のとおりである。

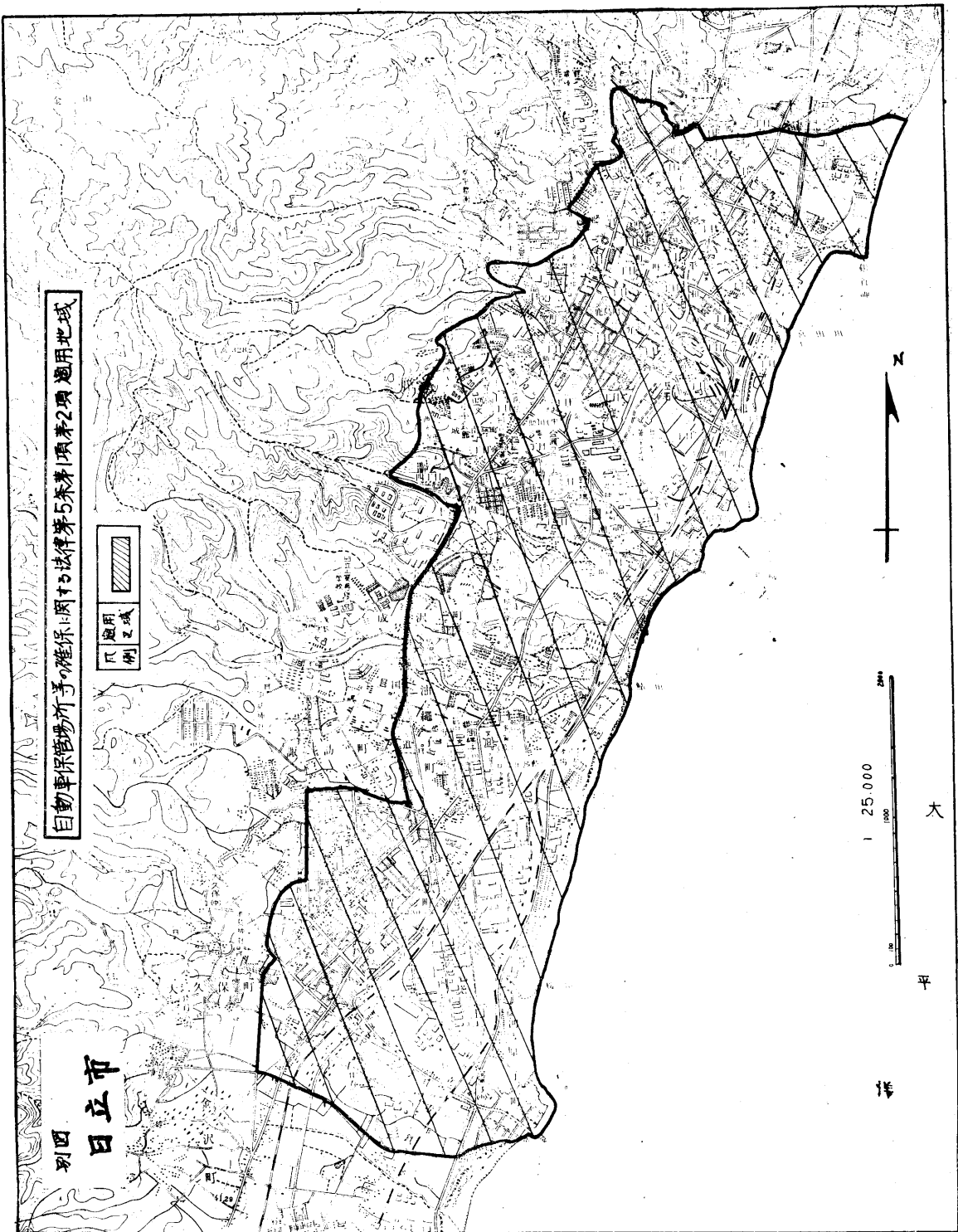
宮田町のうち大平、戸の内、浜の宮および大森町、

本宮町一丁目の一部、本宮町二丁目	宮田町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
神峯町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目	若葉町一丁目、二丁目、三丁目
平和町一丁目、二丁目	助川町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目
鹿島町一丁目、二丁目、三丁目	弁天町一丁目、二丁目、三丁目
幸町一丁目、二丁目、三丁目	旭町一丁目、二丁目、三丁目
相賀町	城南町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目
会瀬町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目	成沢町の一部、油繩子町の一部
桜川町一丁目、二丁目、三丁目	多賀町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目 および旧多賀町の全部
末広町	大久保町のうち一丁目および国道6号線から海側
河原子町	

別四

日立市

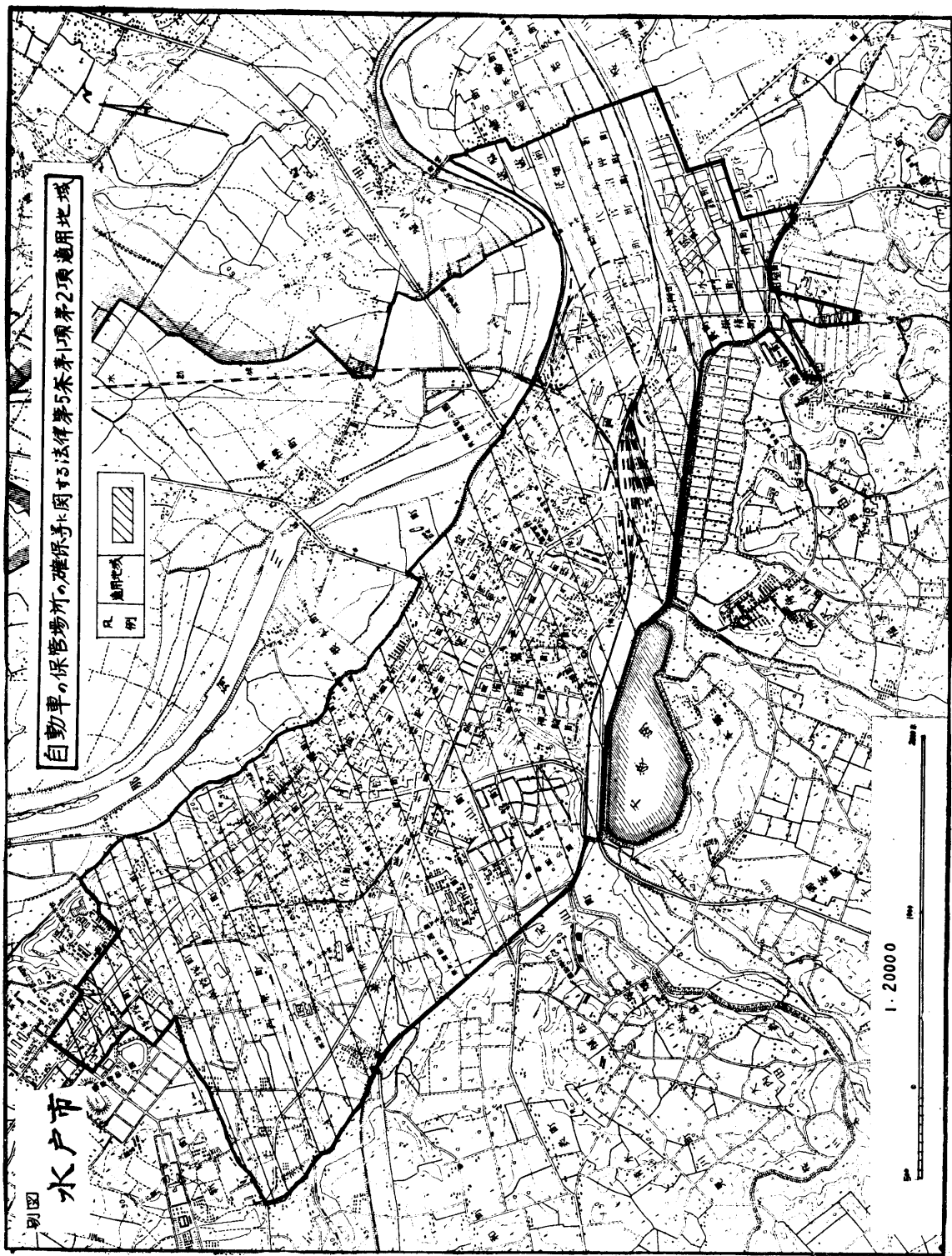
自動車保管場所の確保に関する法律第5条第1項第2項適用地域



1 25,000

大 平

緯



自動車の保管場所の確保等に関する法律第55条第1項第2項適用地域

R.L.
例
都市地帯

1:20000

水戸市

訓 令

茨城県訓令第20号

茨城県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和40年 8 月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県事務決裁規程の一部を改正する訓令

茨城県事務決裁規程(昭和40年茨城県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第3 3総務部の部総務課の項部長専決事項の欄第1項各号列記以外の部分中「昭和26年」を「昭和25年」に改め、同表同部学事文書課の項課長専決事項の欄第9項中「(昭和35年茨城県規則第21号)」を「(昭和40年茨城県規則第12号)」に改める。

同表 5民生部の部世話課の項課長専決事項の欄中第10項を第11項とし、第4項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令(昭和40年政令第183号)第3条の規定による権利の裁定

同表 8農林水産部の部蚕糸課の項部長専決事項の欄中第3項を第4項とし、第1項及び第2項を1項ずつ繰り下げ、第1項として次のように加える。

1 茨城県蚕業改良普及職員資格試験条例(昭和40年茨城県条例第3号)第4条の規定による試験実施の決定及び公告

同表同部同課課長専決事項の欄中第6項を第7項とし、第1項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項として次のように加える。

1 茨城県蚕業改良普及職員資格試験条例に関する次のこと。

- (1) 第5条の規定による受験願書の受理及び受験票の交付
- (2) 第6条の規定による合格者の決定、公表及び合格証書の交付
- (3) 第7条の規定による不正行為者の処分

同表同部林業課の項課長専決事項の欄中第7項の次に次の1項を加える。

8 茨城県海岸防災林監守員規程(昭和40年茨城県訓令第12号)第3条の規定による監守員の委嘱
付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

地方職員共済組合茨城県支部規程第5号

地方職員共済組合茨城県支部組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和40年 8 月30日

地方職員共済組合茨城県支部長

岩 上 二 郎

地方職員共済組合茨城県支部組織規程の一部を改正する規程

地方職員共済組合茨城県支部組織規程(昭和38年地方職員共済組合茨城県支部規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「課、所及び局並びに」を「課、室、所及び」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)第3章の規定による行政機関等及び組織規則第3章第1節の規定による出先機関(茨城県財務規則(昭和39年茨城県規則第8号)第2条第6号の規定によるか)に限る。)

同条第3号中「及び茨城海区漁業調整委員会事務局並びに」を「、茨城海区漁業調整委員会事務局及び」に改める。

付 則

この規程は、昭和40年8月30日から施行する。

●農作物奨励品種の改廃

次の農作物の品種を奨励品種に選定し、または除外した。

昭和40年8月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 奨励品種に選定したもの

陸稲「ハタキヌモチ」

2 奨励品種から準奨励品種にしたもの

水稻「クサブエ」及び「若葉」

3 奨励品種から除外したもの

小麦「農林50号」

陸稲「ハタキヌモチ」

(1) 来 歴

「ハタキヌモチ」は昭和22年農林省石岡農事改良実験所(現茨城農試育種部)において「陸稲農林糯1号」を母とし「陸稲農林7号」を父として人工交配を行ない、同地において選抜と固定を進めてきた。昭和27年「石系4号」とし、昭和31年から「関東糯60号」の系統名を付して関係都県に配付して地方適否を確かめ、昭和40年度に新品種に登録されたものである。本県では、昭和31年以降奨励品種基本調査に供試し、翌昭和32年以降奨励品種決定現地調査に供試して検討をかさねてきた。

(2) 形態的特性

「農林糯26号」にくらべて、多けつで穂はやや小さい。稈は軟弱性にとみ、短稈と相俟つて倒伏に強い。株は開きににくく穂先がやや開く、穂揃、熟色、稈実共に良い。芒は稀短で稈先色は

(第三種郵便物認可)

白，粒は「農林糯26号」よりやや小さい。脱粒性はやや難である。

(3) 生態的特性

出穂期，成熟期は，「農林糯26号」とほぼ同じで中生の晩に属する。葉，穂イモチ病には「農林糯26号」と同じく極強い。カラバエ，紋枯病には強いがゴマハガレ病にはやや弱い。耐旱性は幼苗草型からみると極深根性とは考えられないが（D〜DM）生理的耐旱性は「農林糯26号」より強く総合的に現地試験の結果をみると「農林糯26号」より若干弱い。しかし陸稲としてはやや強〜強に類別される。生産力が高く，外観の品質，餅質ともに「農林糯26号」よりやや優れている。

●風俗営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業等取締法第5条の規定により風俗営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和40年 8月30日

茨城県公安委員会委員長 川 島 安 右 衛 門

1 聴聞期日 昭和40年 9月 9 日

1 聴聞場所 茨城県警察本部

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので，次のとおり公告する。

昭和40年 8月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 一般県道水戸岩間線道路特殊改良第1種工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

西茨城郡岩間町大字土師

4 立ち入ろうとする期間

昭和40年 9月 2 日から

昭和40年 9月 9 日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので，次のとおり公告する。

昭和40年 8月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 主要地方道石岡笠間線道路特殊改良第1種工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

西茨城郡岩間町大字市野谷

4 立ち入ろうとする期間

昭和40年9月2日から

昭和40年9月9日まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 5 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所